日本レコード協会、常務理事
生野秀年　様

2004年5月12日付けの質問書を受け取りました。回答は以下の通りです。
１．文化庁に提出したRIAA/IFPIの共同意見書で述べたとおり、我々は輸入権の導入を強く支持するものであり、そうした権利は内国民待遇の原則に基づかなければならないと考えています。無許諾の輸入に関して、日本政府がこれらの重要な規制措置を内外無差別に採用することを望んでいます。そうした権利は、海賊盤の輸入から日本市場を守る手だてとなるでしょうし、レコード会社が発展途上国における市場で積極的に価格設定することを可能にするでしょう（そうすることにより、間接的にそうした市場における海賊対策にもなります）。日本政府が差別的な方策を採用することは不適切であると思います。国のあらゆる政策は、内国民待遇の公平な原則に基づいて行われなければなりません。内国民待遇は世界の貿易体制の要であり、WTO規則の中核的原則の一つです。ますます相互依存を深める世界市場においては、政府が自国民の保護だけを目的とした政策を認めないことが不可欠です。

現在日本で検討中の輸入に対する保護措置は、レコード会社が発展途上国に対して低価格版のレコードを提供することを可能にすることにより、先進国における彼らの立場を損なうことなく、そうした国々における市場のニーズを満たすことができるように策定されています。さらに、輸入をコントロールすることは海賊商品の流入に対する重要な安全対策となります。我々の経験では、「並行商品」の輸入と考えられていた行為が、しばしば海賊盤輸入の隠れ蓑にすぎないことがあります。ですから輸入権の導入は、世界的に拡大した海賊商品の取引に対する重要な安全対策なのです。

輸入権の必要性に対するこうした理由付けは、日本および海外（たとえばアメリカ）のレコード会社に等しく当てはまります。したがって我々は、レコード会社が日本やアメリカなどの市場への環流を懸念することなく、たとえば、中国で価格を設定することを可能にする立法の採択を支持するものであります。同時に私の理解では、日本で検討されている輸入権がアメリカやEUで製造された正規盤の輸入に何らかの影響を与えるならば、それはRIAAの会員会社の意図するところではありません。言い換えれば、質問書にも書かれているように、輸入権の導入によりアメリカまたはEUからのレコード輸入に関わる日本の現在の慣行が妨げられてはならないのです。

したがって最初の質問に対する私の回答は「イエス」であり、我々が、

i)　レコード輸入を規制する権利を付与する提案を支持し、
ii)　日本政府が内国民待遇に基づいて、そうした権利を導入することを奨励する、

という理解は正しいものです。

２．５大メジャー各社が、アメリカで製造されたレコードの日本への輸入を許可し続けるつもりだというのは正しいか、という質問がされています。最初の質問への回答で述べたように、あなたの理解は私の理解とまったく同じです。権利の行使または不行使は、集合的には行われないでしょうが、メジャー各社からは、元来アメリカで製造された正規のレコードを日本に輸入することを許可する意図であると聞いていますしたがってレコード輸入を規制する権利が、日本における正規の会社による正規のレコード輸入の継続に影響を及ぼすべきではありません。

さらにご質問があるようでしたらご連絡ください。最後に、無許諾の輸入に対する保護規制を策定することは、クリエイティブ産業およびその消費者双方を含め、日本社会の利益につながるものであると我々は固く信じている点を強調したいと思います。発展途上国向けの低価格盤が日本市場に環流することを防止できなければ、レコード会社はそうした社会の購買力に見合った価格のレコードを提供できなくなりますが、それは日本社会に利益をもたらすものではありません。一方保護措置を確立すれば、新たな収入が生まれ、それが新たな制作やレコーディングの原資になります。そうすることで、レコード会社は創作面でより大きなリスクを取り、日本国民に提供できるオリジナル作品の幅を広げることができるようになるでしょう。

ニール・タークウィッツ
国際担当、上級副会長
米国レコード協会（RIAA)